

事 務 連 絡  
平成24年1月19日

岩手県  
宮城県  
福島県  
仙台市  
盛岡市  
郡山市  
いわき市

民生主管部（局）担当課 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

### 東日本大震災の影響等による民生委員児童委員の選任及び活動支援について

民生委員児童委員に関する事務については、日頃より多大なご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、東日本大震災では、多くの民生委員児童委員の方々が被災され、亡くなられた方や行方不明の方、遠方に避難された方がおられます。

また、欠員となった民生委員児童委員を選任するに当たって、その推薦母体となる自治組織、行政区が機能しないために、選任ができていない市町村もあると伺っています。

つきましては、民生委員児童委員の選任や活動の支援に当たっては、次の点に留意し、地域の事情に応じ柔軟に選任事務等がなされるようご協力をお願いします。

#### 1 民生委員児童委員の定数について

- (1) 民生委員法（以下「法」という。）第4条に基づく民生委員児童委員の定数は、市町村の区域毎に都道府県知事が定めるものであって、市町村内の区域毎について定めたものではないことから、その区域内の民生委員児童委員の配置（民生委員児童委員の担当区域や配置）については、民生委員協議会が定めることができること。例えばA市のB区域に2人、C区域に3人配置されていたものを必要に応じてB区域に1人、C区域に4人と変更したとしても差し支えないこと。
- (2) 法第13条の、「民生委員は担当の区域又は事項を定めてその職務を行うものとする」という規定は、必ずしも一地区を委員一人で担当しなければなら

ないものではないことから、地域の実情によっては複数の委員で一地区を担当することも可能であること。このため、応急仮設住宅の密集している区域や、従来の居住区域外からの避難者を受入れている区域など、要支援者が大幅に増加した区域については複数の民生委員児童委員を配置することも含めて検討されたい。

- (3) 民生委員児童委員自身の被災状況等により、そのまま民生委員児童委員の職務を継続できない状態にある者がいる場合、市町村の区域内で定数の範囲内となっていれば民生委員児童委員の追加の委嘱は可能であることから、解職手続きを終える前に、新任の民生委員児童委員の委嘱手続きを始めても差し支えないこと。
- (4) また、(3) について、市町村の定数を超える場合であっても、都道府県知事の判断で厚生労働大臣の定める定数基準を超えて定数を定めることも可能であることから、必要に応じて厚生労働大臣の定める定数基準を超えて定数を定めた上で、新たに増員分を推薦することも可能であること。
- (5) 民生委員児童委員の欠員が生じているが補欠の確保が困難な場合や、要支援者が担当区域外に避難した場合等、民生委員児童委員だけでは要支援者の支援が困難な場合については、他の人材の活用により、民生委員児童委員の負担を軽減していただくよう検討していただきたい。この場合、平成23年度第三次補正予算で、緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業）の積み増しを行い、地域の住民ニーズの把握や見守り体制の構築等を行う「地域コミュニティ復興支援事業」（社会的包摂・「絆」再生事業の一部）を創設したところであるので、この事業の活用も検討されたい。

## 2 民生委員児童委員等に対する個人情報の提供について

民生委員児童委員に対する個人情報の提供等については、平成19年8月10日付厚生労働省関係課長連名通知「要支援者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」でもお示ししているところであるが、災害時や被災後に要支援者の支援を行うためには、要支援者情報を行政と民生委員児童委員等とで共有しておくことが非常に重要である。このため、連名通知でもお示ししている「手上げ方式」、「同意方式」、「関係機関共有方式」等により、民生委員児童委員との情報共有を積極的に行っていただくよう、管内市町村への周知をお願いしたい。

また、先述の1(5)にお示したとおり、他の人材の活用により、民生委員

児童委員の負担を軽減していただくよう検討していただく際には、例えば「地域コミュニティ復興支援事業」等を活用して社会福祉協議会に配置されている生活支援相談員等への個人情報の提供について、市町村が民生委員児童委員に準じた取扱いをするよう勧める等、併せて検討されたい。

### 3 公務災害補償について

民生委員児童委員は特別職の地方公務員（非常勤）であり、地方公務員災害補償法第 69 条の規定によって各県で定める条例で災害に関する補償を受けることができることとされている。各県におかれては、地方公務員の公務災害補償の適用の可否について検討していると聞いているが、民生委員児童委員が行った要援護者の「安否確認」については、法第 14 条の「住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと」に該当し民生委員児童委員の職務であると認められるので、これを踏まえて、特別職の地方公務員（非常勤）である民生委員児童委員の公務災害補償の適用についてご検討いただきたい。

なお、平成 23 年 12 月 9 日に公布された「特別交付税に関する省令の一部を改正する省令」（総務省令第 158 号）により、非常勤職員の公務災害補償に要した経費についても特別交付税として措置されていることを、念のため申し添える。

#### 【担当】

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
ボランティア係

電 話 03-5253-1111（内線 2859、2872）